

「YouTuber を活用したソーシャルコマース事業」実施業務委託仕様書

1. 業務名

YouTuber を活用したソーシャルコマース事業

2. 業務目的

デジタルシフトが進み、若年層などの消費者の中では YouTuber などのインフルエンサーから影響を受けた購買が増加するなどの変化が起こっている。NICO ではこのような新しい販売促進に対応していくために、YouTuber を活用した新潟県産食品のプロモーションを実施し、従来と違うアプローチから直接若年層へ訴求することで、EC や実店舗での販売拡大を狙う。

3. 業務内容

(1) Youtuber の選定

- ア 国内の 20 代～30 代に対して効果的に情報発信、動画配信が可能な者を選定すること。
- ア 選定チャンネル数については 2 チャンネル以上を起用すること。起用数は予算額内で自由に提案可とする。
- イ 商品の試食・試飲が可能で、プロモーションに適した者を選定すること。

(2) 動画の撮影・編集・配信

- ア 撮影にあたっては表参道新潟館ネスパス内の物産販売「新潟食楽園」を活用し実施すること。
- イ 商品の魅力等の紹介、商品の調理・試食シーン、購入可能な店舗や EC 媒体の紹介等を実施すること。
- ウ Youtuber に応じて販促効果が見込まれる内容を盛り込むこと。
- エ 撮影にて紹介する商品の購入費用等については委託費に含むこと。
- オ 動画編集後は NICO による確認・校正を行う（回数及び期間は別途調整）
- カ 動画の配信については 11 月中旬頃に公開できるようにスケジュールリングすること。

(3) 商品選定・企画提案

- ア 1 動画内で紹介する商品数は 5 点程度までとすること。
- イ 商品の選定については、新潟食楽園にて販売しているものを対象とすること。また、選定商品については撮影前に NICO への確認を受けたうえで決定すること。
- ウ 撮影企画にあたり下記の事項に関係する企画は提案・実施しないこと。
 - ・お土産品、1 次製品の紹介、購入
 - ・店舗で販売されている弁当、おにぎり等の紹介、購入

- ・店舗の売れ筋ランキング紹介や店舗店員等のオススメ商品紹介動画
- ・立ち飲みBARの利用や館内飲食店の利用・紹介

4. 委託期間（履行期限）

契約締結日から令和4年2月28日（月）まで（予定）

5. 業務完了報告

（1）納入成果物

業務完了後速やかに、次に掲げる書類について、紙媒体または電子データにて提出すること。

ア 実績報告書

本仕様書に記載した業務内容の実績がわかる資料を提出すること。特に「2. 業務目的」の達成状況について、動画による効果性がわかるように記載すること。

イ その他業務実績内容の説明に必要と思われる書類一式

（2）納入先

公益財団法人にいがた産業創造機構

マーケティング支援グループ 食品マーケティングチーム 担当 河村

6. 見積上限額：1,500,000円（税込）

7. 特記事項

（1）秘密の保持

業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、当機構の承諾なしに、業務の処理過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（2）権利義務の譲渡等

当機構の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を第三者に負わせてはならない。

（3）再委託の禁止

当機構の承諾なしに、主たる業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（4）損害のために必要を生じた経費の負担

業務の処理に当たり発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要を生じた経費は、受託者が負担する。

8. その他

- （1）委託期間中及び委託期間の終了後において、当機構が必要と認める場合は、受託者に対し、この業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に受託者の事務所に

立ち入り、帳簿、書類及びその他の物件を調査させることができる。

- (2) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、遅滞なく当機構と協議し、これを解決する。
- (3) 本業務は、新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、契約期間及び実施時期を変更する場合がある。
- (4) 著しい経済情勢の変動、新型コロナウイルス感染症の流行等により、本事業の一部又は全部の実施が困難となったとき、その準備行為を含めた本事業に要した費用の実支出額と契約金額のいずれか低い額を当機構が受託者に支払うべき額とする。